

労働条件分科会(第 200 回)	資料 No.1
令和7年6月 16 日	

## 労働政策審議会労働条件分科会運営規程の改正について（概要）

厚生労働省労働基準局労働条件政策課  
労災管理課

### 1. 改正の趣旨

- 労働政策審議会労働条件分科会運営規程について所要の改正を行う。

### 2. 改正の概要

- 労働政策審議会（以下、「審議会」という。）は、厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号。以下、「設置法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき設置され、労働条件分科会（以下、「分科会」という。）は、労働政策審議会令（平成 12 年政令第 284 号。以下、「審議会令」という。）第 6 条第 1 項に基づき審議会に設置され、労災保険部会（以下「部会」という。）は審議会令第 7 条第 1 項に基づき分科会に設置される。
- 部会の所掌事務は、分科会の所掌事務（労働契約、賃金の支払、最低賃金、労働時間、休息、災害補償その他の労働条件に関する事項を調査審議すること等）のうち、
  - ①労働者災害補償保険事業に関する事項を調査審議すること
  - ②労災補償保険法令、徴収法令の制定、改廃について意見を述べることである。
- 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）第 8 章（災害補償）と労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）はその趣旨・目的が類似しており、制度的にも密接な関係にあって両者を一体として検討することが適切であるが、現状、労基法第 8 章の災害補償に関する事項については、部会ではなく分科会での所掌事務となっているところ、これらをまとめて議論できるよう、部会の所掌事務を整理するもの。

第一条 労働政策審議会労働条件分科会（以下「分科会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）及び労働政策審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 分科会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各八人とする。

第三条 分科会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長の請求があつたとき、分科会長が必要があると認めるとき又は委員等の三分の一以上から請求があつたときに分科会長が招集する。

2 会長又は委員等は、分科会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 分科会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員等及び会長に通知しなければならない。

4 前三項の規定は、第五条に規定する部会について準用する。

第四条 委員等は、分科会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、審議会令第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものと取り扱う。

第五条 分科会に、**労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による災害補償及び労働者災害補償保険に関する専門の事項を審議させるため労災保険部会を、最低賃金に関する専門の事項を審議させるため最低賃金部会を、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する専門の事項を審議させるため電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する専門の事項を審議させるため電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会を、企業組織の再編に伴う労働関係の調整に関する専門の事項を審議させるため組織再編に伴う労働関係の調整に関する部会（以下「部会」と総称する。）をそれぞれ置く。**

第六条 労災保険部会及び最低賃金部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各六人とする。

2 電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会及び組織再編に伴う労働関係の調整に関する部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各四人とし、公益を代表するものは、五人とする。

第七条 部会が第五条に定める事項について議決をしたときは、当該議決をもって分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

第八条 分科会に、労働時間に関する専門の事項について調査研究を行う必要があるときは労働時間小委員会を、就業規則、退職手当その他の問題に関する専門の事項について調査研究を行う必要があるときは就業規則等小委員会を置くことができる。

第九条 分科会に、その所掌事務について特に専門的な調査を行う必要があるときは、その定めるところにより、専門委員会を置くことができる。

第十条 この規程に定めるもののほか、部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

2 前項の規定は、小委員会及び専門委員会について準用する。

第十一条 この規程の改廃は、分科会の議決に基づいて行う。

## 附 則

- 1 この規程は、令和七年六月十六日から施行する。
- 2 第五条に掲げるもののほか、分科会に、当分の間、有期労働契約の特例に関する専門の事項を審議させるため有期雇用特別部会（以下「特別部会」という。）を置く。
- 3 特別部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各四人とする。
- 4 特別部会が附則第二項に定める事項について議決をしたときは、当該議決をもって分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。
- 5 前三項に定めるもののほか、特別部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。